

第3回稲沢市中小企業振興基本条例検討会議要旨（案）

【日 時】令和5年4月26日（水）午前10時～午前11時30分

【場 所】稲沢市産業会館1階 大会議室

【出席者】稲沢市中小企業振興基本条例検討会議委員（敬称略）

委 員

栗林芳彦	名古屋文理大学情報メディア学部情報メディア学科教授
井野正道	愛知中小企業家同友会稲沢地区会長
上田能徳	稲沢商工会議所専務理事
小澤康彦	祖父江町商工会事務局長
佐藤隆行	いちい信用金庫稲沢支店支店長
村瀬幸基	愛知西農業協同組合営農部次長
石川 愛	一般社団法人稲沢青年会議所理事長（代理出席）
服部勝之	公募（稲沢市中小企業振興基本条例検討委員会委員長）
今井 実	公募（稲沢民主商工会会長）

オブザーバー

伊藤 守	愛知県経済産業局産業部産業政策課主任
澤 剛生	愛知県経済産業局産業部産業政策課主任

【事務局】 足立和繁 稲沢市経済環境部長
内藤邦将 稲沢市経済環境部商工観光課長
寺澤佳秀 稲沢市経済環境部商工観光課主幹
浅田さおり 稲沢市経済環境部商工観光課主任

【傍聴者】 5名

【会議次第】 1 委員長あいさつ
2 協議事項
（1）稲沢市中小企業振興基本条例の素案について
・修正後の稲沢市中小企業振興基本条例（素案）
・稲沢市中小企業振興基本条例（素案）からの修正点
（2）パブリックコメントの実施及び条例案の取扱いについて
（3）中小企業振興会議の開催概要（案）について
3 その他

【会議の概要】

※市ホームページで公開する議事録については、委員の名称は削除

1 委員長あいさつ

2 協議事項

(1) 稲沢市中小企業振興基本条例の素案について

- ・修正後の稲沢市中小企業振興基本条例（素案）
- ・稲沢市中小企業振興基本条例（素案）からの修正点

(事務局)

資料1、2及び県からの資料に基づき説明

資料1 P1の「中小企業は、経済を支える重要な存在であり、市内においても事業所の約〇割が中小企業である。」については、中小企業の重要性を企業数の構成数で表したらどうかとの意見に対し修正したもの。経済センサスで稲沢市内の事業所数を把握することはできるが、その事業所が中小企業であるのか、大企業の事業所の一つであるのか等を区別することが難しいため、中小企業庁の公表データに基づき企業の99.6%が中小企業とするのはいかがかとのご意見もいただいた。

また、庁内からは条例そのものに数字を入れることは、数字が変わる都度の条例改正が必要となり不相当であるため、数字を入れずに中小企業の重要性を記載すべきとの意見も強く出されている。

別に、資料1 P6「大企業の役割」について、努力義務ではあるが表現が厳しいのではとの前回の検討会議の意見もあり、支援機関、金融機関や教育機関の記載とも整合を図ったが、この点についても、事前にオブザーバーの県からも御意見いただいている。

(オブザーバー)

「大企業の役割」について、前回案であった「大企業は、地域社会を構成する一員として（の社会的責任を自覚し）、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする」は残しても自然である。

この一文を入れるかどうかについては、当市の大企業の判断もあるが、前回、「社会的責任を自覚」という表現が強いのではないかという意見があったので、括弧の部分のみを省いてもよいのではないか。中小企業を盛り上げたいという条例の趣旨からすると、一文を全てなくすのはもったいないと考える。

(事務局)

資料2により説明

前回の検討会議では、ご提言いただいた条例案に対し、事務局が市の条例としてどのような形になると良いか、広く意見をいただくためのたたき台として提案した。

その後、庁内で調整を進めていくなかで、最終ではないがいくつか意見が出てきたため、その意見をふまえて修正したものについて、前回からの変更点を見え消しで資料2にて提示している。

【資料2 P1について】

前文については、ですます調の統一を行った。

中小企業振興の条例であるため、歴史部分等の記述を少し削り、コンパクトにした。

中小企業の位置づけ、重要性を謳うときに、数字を入れるというのも一つの方法と考えたが、県からいただいた提言も踏まえ、再度修正するのが適当ではないかと考えている。

【資料2 P 2～5について】

修正前の第5条と第6条において、中小企業者と小規模企業者を分けて役割を規定し、小規模企業者により限定的に役割を担ってもらうのかについて、前回の検討会議で皆様に議論いただいた。小規模企業者の支援を行うことは重要ではあるが、小規模企業者には中小企業を支援する役割を果たしてもらわなくてもよいという発想はおかしいという意見もあった。そこで、小規模企業者を含む全体を中小企業者として定義をし、いろいろな支援を行う役割をお願いし、加えて、小規模企業者にはしっかりとした支援をするという構成がより適当ではないかという、前回の協議結果を踏まえて修正を行った。

よって、P 2 第2条第3号の中で、「及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）」を削除し、以降もすべて「等」は削って、中小企業者全体にいろいろな役割を規定することとした。

一方で、小規模企業者は中小企業者とけこみではいけないということで、P 3 第3条第3号の基本理念の中で、「小規模企業者に対して、事業の持続的な発展に向け支援する」とあえて記載を残している。

さらに、第4条第4項の市の責務の中で、「市は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事業に配慮し、必要な措置を講ずるものとする。」とし、小規模企業者の支援はより重点を置いてやっていくことを示した。

P 4 「小規模企業者の役割」という独立した条文をひとつ削除して、条文の繰り上げをおこなった。

【資料2 P 3について】

P 3 第4条第3項の「市は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、中小企業者の受注機会の増大を図る」というのは、現在でも行っており、市の責務に位置付けることによって、今後もしっかり対応していくことを確認する条文となっている。

さらに「受注者に対しては市内への再投資を促すように努めるものとする」と加えてご提言いただいている。

この趣旨は、市から委託を受けた業者が、例えば警備業務を再委託する場合には市内の警備会社を選ぶ、物品を調達する場合には市内の小売店等から調達をはかるよう努めるものになるが、こちらの条文を残した場合、市でどのように運用するかを考えなければならない。

市の契約の一部には、細目の一つとして、市内への再投資を図ることが読み取れる文言の記載があるが、それに対して、どれくらいの再投資率なのかを、大きな委託から小さな調達まで、全て調べる、また実効性を持って誘導するというのは技術的に難しい。

市の責務として、より高い努力義務を市が担っていこうとする場合には、ここまで記載するのは、難しいのではないかと考える。

【資料2 P 4～5について】

P 4 第7条の支援機関の役割の中で、中小企業の振興にかかわる市の施策への協力義務の記載はないのに対し、第8条以降の大企業、金融機関、教育機関それぞれの役割の中では、記載していた。

県からは、大企業の規定までは削る必要はないのではないかとのご意見はいただいた。

バランスをとるといふ発想でよいのかはわからないが、全体として中小企業の振興をはかりましょうということに記載し、特に一番重要なプレイヤーは中小企業者本人、そして市行政であるため、ほかにおいては、尊重していただくというところとどめてはどうかというところで、市の施策への協力義務についての記載は削除している。

【資料2 P 7について】

「第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と記載したが、P 6 第13条に振興会議の規定があり、その中で市長にご提言をいただくということ位置付けているため、ほかでの細かい事項の委任は必要ないため削除している。

(委員長)

前文の中で、具体的な数字を入れるかどうかという点に関してどうか。

「(意見なし)」

特にないようなので、事務局のほうで再度調整していくということをお願いする。

P 3 「受注者に対しては市内への再投資を促すように努めるものとする」という文言に関してはどうか。再投資の検証は困難との説明であった。

(委員①)

他市の条例にも書かれている例があるが、検証の必要はやはりあるのか。

再委託の際に、できる限り市内業者でというのは、強制は無理でも、お願いをするという形でもよいと思うが、それでも記載するのは難しいのか。

(事務局)

契約担当者との話では、契約書の中に、重要な委託・調達に関しては事前に発注者に相談、協議をするという記載があるが、再委託先のさらに再委託先まで確認をとるところまでは記載がないというのが今の市の契約の状況であり、検証はやはり困難な面が強い。

市の責務というのは、各関係者に努力義務として同じように記載するが、市が条例を作る立場では、努力義務であっても、市として強く実行を求められる立場になる。例えば、振興会議をもうけると書いてあるのに、年に1回も振興会議をやらないというのは許容されない。

再投資についても、それに対する検証ができない中で、文案として出すのはあまり適当ではないという意見が庁内では出ている。

(委員長)

私の印象では、市民からどのような評価をされるのかというのが気になる。

市内の業者に再発注をすること自体には理解を得られると思うが、市外でもっと安く調達できるということがあった場合に、財政的にも厳しい状況の中、経費削減という観点からすると、必ずしも市内の業者を優先させることがプラスにならない場合も想定できる。

そういった市民サイドからの懸念も出てくるのではないかな。

パブリックコメントにかけて、そういった意見が出るかというのも見ていく必要があるが、いろんな立場、観点から考える必要がある。

(事務局)

パブリックコメントの話にも関係するが、我々の議論や、修正の過程はホームページでも公開しているため、どうして修正したのかという観点でご意見をいただく機会にはなると思う。

(委員長)

他に意見がなければ、文案通り、消す方向で委員会として決定していく。

(委員長)

P 5 の大企業の役割や金融機関、教育機関等の役割について、原案よりは抑制的な案に代わっている。

(委員②)

信用金庫の立場にはなるが、今回の案で削られているところについても、金融機関の理念等にも多分に含まれているところではあるので、前回の検討会議では、削らなくてもよいという立場で意見を述べさせていただいた。

金融機関それぞれにいろいろな立場があるので、代表してというところではあるが、金融機関の役割として、P 5 第 9 条で提示していただいているので、これでよいのではないかと考える。

(委員長)

教育機関の代表としては、文案通りでよいのではないかなと思う。

教育機関の定義として小中高を含むものとしている中で、この条文は大学に特化している印象があるので、小中高は何もしなくてよいのかというところは意見が出るかもしれない。

他に意見がないため、文案通りということでお願います。

ほかに条例案についてご意見はないか。P 7 委任の件については、第 1 3 条に含まれる内容であるため、あえて改めて書くことはしないということでよいと思われる。

文言や内容について、他にお気づきの点がありましたら、後日でも構わないので事務局のほうまでご連絡を。

(2) パブリックコメントの実施及び条例案の取扱いについて

(事務局)

資料3に基づき説明

この条例は、市政運営にあたっての基本の方針ということで、市民の皆様から広く意見をいただくため、市民参加条例に規定されているパブリックコメントという手続きを実施させていただく方向になっている。

昨年度、「稲沢市観光まちづくりビジョン（第2次稲沢市観光基本計画）」の改訂があり、パブリックコメントを実施していたため、これを例示として説明する。

このときは、6名の方から、16件の意見をいただいた。意見の中から3件抜粋して、ご意見の趣旨と市の考え方を資料に記載している。この例のように、広く中小企業の振興に関して意見をいただく場になると想定している。

日程について、本日の第3回検討会議において、委員の皆様からの意見をいただき修正をさせていただいて、内部でも調整したい。

この後、5月1日頃までを目途に、委員の皆様からご意見をいただく期間をもうけ、その意見を反映した形での最終公開案を5月10日には決めていきたい。

その後、パブリックコメント募集期間を30日もうけ、6月20日の第4回検討会議開催後、例規審査を経て、9月議会の議決を受けて決定となる。

(委員長)

パブリックコメントに関して意見はあるか。

(委員①)

公開を予定する条例案はメールで送ってもらえるのか。

(事務局)

各委員にメールか持参でお届けする。

(委員③)

5月1日～10日がゴールデンウィーク期間と重なってしまうため、意見集約が難しい。参加団体のメンバーにも意見を聞きたい。スケジュールがタイトなのはわかるが、もう少し期間をもらえないか。

(事務局)

パブリックコメント募集期間を30日もうけ、皆様からの意見を集約し、議会へ上程することをふまえると、このスケジュールとなる。

今日の段階でみなさまに提示した資料については、皆様の参加団体に共有していただいて、意見集約していただくことは是非お願いしたい。

(委員長)

条例案に関しては、修正の可能性があるのは前文のみであるので、今の状態で参加団体の皆様にも共有していただけたらと思う。

(3) 中小企業振興会議の開催概要(案)について

(事務局)

資料4に基づき説明

資料1の条例案P8第13条で「中小企業振興会議」について規定をしている。名称について、仮で記載しておりますが、こちらでよいか。

(委員長)

反対意見もしくは別の案があれば教えていただけるか。

(事務局)

ないようなので、「中小企業振興会議」という名称で決定させていただく。

「中小企業振興会議」は大きな役割が2つあり、一つは、中小企業者、中小企業団体の意見を聴取することで、もう一つは中小企業の振興に関し、計画、施策その他必要な事項を協議することである。

振興会議での協議が想定される事項ということで、資料4の2に記載させていただいた。

中小企業の現状を把握するための調査内容や、中小企業振興策に関する情報収集及び効果検証、新たな中小企業振興策の企画検討などを協議していただきたい。

さらに、中小企業振興ビジョン・産業振興計画等の策定や、中小企業団体との役割分担、中小企業振興会議をサポートする会議体の設置をどうするか、中小企業振興基本条例の改正について挙げさせていただいたが、これにとどまらず、自由に意見をいただきたいと考えている。

3の振興会議の構成員についてもこの検討会議の場で意見をいただきたい。最大20名程度で考えている。広く意見をいただくという意味では、多くの皆様に参加していただくのもよいと思っているが、30名では議論をまとめづらい。また、公募の委員を含めどのようにすればよいか、次回の検討会議までに、皆様のイメージや、他市の例などをお聞かせ願いたい。

1(3)で予算について書かせていただいたが、調査費用だけは令和5年度の当初予算にて計上している。

4の実施日程については、仮にはあるが、10月頭に条例施行となった場合、11月ごろに第1回振興会議の開催を予定し、令和5年度中小企業支援策の中身や、今後の振興会議における検討議題等について、意見をいただくことを想定している。

年度内にもう一度予算が固まりつつあるところに、年度内の施策の実施状況も報告するなど第2回を開催したいと考えている。

(委員長)

ここにいる皆様の中には類似する会議に参加されるかたがいらっしゃると思うので、会議の構成・進め方等のイメージをお知らせいただきたい。

2の内容に加えてどういったことを話し合うべきかという意見があればお聞かせいただきたい。

(委員④)

2(6)について中小企業団体との役割分担を取り上げた理由はあるのか

(事務局)

中小企業団体は市行政と両輪で、中小企業を支えていく立場をお願いしていくことになる。その中で、今、どこまでが、どちらの役割かということあいまいになっているところがある。

また、市と会議所だけではなく中小企業家同友会のような団体に対しても、積極的に課題集約にあたる役割をしていただけないか等、協議させていただけたらと思っている。個別での話し合いは今までもあるが、全体の場で、そういう事業をやっているなら、こういうことを協力してやれないか等という話に発展すれば一番よいと思っている。

(委員①)

福岡県の田川市の振興会議の実務者会議を見に行った。

小規模事業者に対して、経営計画書を作りかたや、経営方法を伝えたり、地域の問題・課題を、事業者としてどのように解決できるかなどを話し合う場となっていた。

また、高校生に対して、経営者が働く意義等を授業したり、部活で仮想の会社を作って、高校生に経営させ、それを経営者がサポートしたりするという取り組みがあった。

田川市の振興会議では、役割が4つに分かれており、その下に実務者会議があって、いろいろな取り組みを行っていた。稲沢市の条例ができたときには、役割分担をしながら、やる内容も含めて協議をできたらいと思っている。

(委員長)

どこかにお手本となる会議があれば、参考になることがあるので、情報共有できたらよい。

(事務局)

次回までに情報をお寄せいただいて、次回の検討会議で、スタートする際の振興会議内容を決めさせていただければありがたい。

(委員長)

こんなことやりたい、こんな人を入れたらどうか、この事例が参考になるというのを次回お持

ちいただけたらと思うのでよろしくお願いします。

(事務局)

第4回検討会議は、6月20日(火)の午後3時から産業会館で開催を予定している。次回で検討会議としては最後となる。以上をもって、検討会議を閉会する。